

社会福祉法人アヴェク・トロ  
常勤役員給与規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人アヴェク・トロ（以下「本会」という。）の常勤の役員に対する給与について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条

常勤の役員には、基本給、通勤手当、管理職手当、退職慰労金、及び賞与を支給する。

- 2 基本給は、月額とし、別表1に基づいて理事長が定める。
- 3 通勤手当は、職員の給与規程に定めている額とする。
- 4 管理職手当は、月額基本給の20%とする。
- 5 退職慰労金については別に定める常勤役員退職慰労金規程による額とする。
- 5 賞与は、その者の評価及び法人の経営状態を鑑み、理事長が定める。

(支給日)

第3条

前条第2項、第3項、並びに第4項に規定する本棒、通勤手当、管理職手当の支給日は、職員の例による。

- 2 前条第5項に規定する賞与の支給日は、別途定めるものとする。

(費用弁償)

第4条

常勤の役員の会議等への出席については、職員の旅費規程のとおりとする。

(社会保険等の加入)

第5条

常勤の役員は、職員に準じ社会保険、退職共済等に加入できるものとする。

(委任)

第6条

この規程に定めるもののほか、報酬に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規定は平成27年10月1日から施行する。

別表 1

社会福祉法人アヴェク・トロワ

常勤役員 基本給表

常勤役員の基本給及び号級は以下の通りとする。

(単位：円/月)

号 級

1号給 400,000円

2号級 500,000円

3号級 620,000円

4号級 640,000円

5号級 660,000円

6号級 680,000円

7号級 700,000円

8号級 900,000円

9号級 1,100,000円

10号級 1,200,000円

11号級 1,500,000円